



令和 7 年 12 月 3 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が 11 月 28 日（金）に閣議決定され、本日（12 月 3 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和 7 年 10 月 31 日に「令和 7 年台風第 22 号、第 23 号の暴風雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、条

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害

(※令和7年台風第22号、第23号の暴風雨による災害)

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ (過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入</p>	東京都八丈町 <small>はちじょうまち</small>
<p>○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。</p>	東京都八丈町 <small>はちじょうまち</small> 青ヶ島村 <small>あおがしまむら</small>

3. スケジュール

11月28日（金） 閣議決定

12月3日（水） 公布・施行

政令第三百九十九号

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる灾害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るも	

の
イ 東京都八丈町

法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第
一項、第三項及び第四項に規定する措置

口 東京都青ヶ島村

備考 上欄の暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三二号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。